

和歌山河川国道事務所 youtube（ユーチューブ）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、和歌山河川国道事務所が所得した公式ユーチューブアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ユーチューブアカウントの運用は、防災訓練の状況等様々な行政情報を発信することにより、和歌山河川国道事務所が所掌する道路事業・河川事業などの業務について理解を深めていただくことをポリシーとする。

3. 運用方法

公式ユーチューブチャンネルの運営主体は和歌山河川国道事務所総務課とし、以下の通り運用する。

(1) 発信する情報

- ・道路事業・河川事業などについて理解を深めていただくための情報

(2) アカウントの管理及び発信する文章の作成担当及び発信手順

アップロードする動画等は、和歌山河川国道事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成・掲載する。

(3) 発信にあたっての留意点

- ・誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信とする。
- ・信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信（広報）にあたっては、事務所長の確認を得た上、随時公式アカウントでアップロードする。事務所長が不在の場合は、担当副所長の確認を得た上、アップロードする。

(5) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布の防止のため、公式ユーチューブのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ユーチューブのアカウント名を事務所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(6) 不適切な情報発信等の監視

PC からアクセスするユーチューブ画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

(7) その他

ユーチューブの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

4. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ホームページにより発信し周知する。

5. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営する。